新着情報

4月13日 10:00時点

第2章 資金繰り支援

◆ 中小企業 金融・給付金相談窓口の直通番号を変更いたします。 変更後: 0570-783183

【民間の信用保証付き融資】

◆ SN5号で、151業種を追加指定し、受付を開始しました。 (9ページ)

【その他】

◆ 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付等の情報を掲載しました。

(25、26ページ)

◆ DBJ・商工中金による危機対応融資(大企業・中堅企業向け)を追加しました。 (27ページ)

第4章 設備投資・販路開拓支援

◆ IT導入補助のお問合せ先情報を更新しました。(33ページ)

第5章 経営環境の整備

【雇用関連】

◆ 雇用調整助成金の特例措置ページを更新しました。(43ページ)

【テレワーク】

- ◆ テレワーク相談センターの電話番号が追加されました。(50ページ)
- ◆ 働き方改革推進支援助成金の情報を更新しました。(51ページ)

【海外関連】

◆ 貿易管理の申請受付等(外為法)について追記しました。(53ページ)

第6章 税·社会保険·公共料金

【税の申告・納付】

- ◆ 災害損失欠損金の繰戻しに関する情報を追加しました。(58ページ)
- ◆ 「固定資産税等の軽減」ページのお問合せ先を追加しました。(59ページ)

中

小

企

業

小

規

模

事

業

者

経

営相談

(2)

資

金

繰

ŋ

拓

小規模企業共済制度の 特例緊急経営安定貸付等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは?

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい 支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、(独)中小企業基 盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の貸付資格を有する契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円 (ただし、契約者が納付した掛金の総額の7~9割の範囲内)

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年(いずれも据置期間1年を含む。)

【償還方法】

6か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室 平日 9:00~18:00 (電話) <u>050-5541-7171</u>

者

① 経 営

相談

(2)

資

金

繰り

(3)

給

付

金

(4)

設

備

投

資

眅

路

開

拓

小規模企業共済制度の 特例緊急経営安定貸付等

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月7日以降の借入れが対象となります。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5 %以上減少している小規模企業共済の契約者の方

掛金の納付期限の延長等

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額のいずれかをお選びいただけます。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5 %以上減少している小規模企業共済の契約者の方

- ①掛金の納付期限の延長
- 掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付(掛金請求)を停止します。
- ②掛金月額の減額
- 掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲内(500円単位)で自由に 選択できます。

【お問合せ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室 平日 9:00~18:00 (電話) <u>050-5541-7171</u>

経

営

相

談

(2)

資

金

繰

ŋ

(3)

給

付

金

(4)

設

備投

資

眅

路開

拓

DBJ・商工中金による 危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】

5年以内

【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定 ※利子補給はございません

【お問合せ先】

日本政策投資銀行お問い合わせ先(新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口)0120-598-600 ※平日・休日9時00分~17時00分

商工組合中央金庫相談窓口 <u>0120-542-711</u> ※平日·休日9時00分~17時00分

(1)経

営

相

談

(2)

資

金

繰

ŋ

(3)

給

付

金

(4)

設

備

投

資

眅

路

開

拓

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは?

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に 対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図っ た場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

【特例措置の内容】※下線が令和2年4月1日から拡大

- ○助成内容・対象の大幅な拡充
 - ※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用
 - ① 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
 - ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4)
 - ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ (中小企業2,400円、大企業1,800円)
 - ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6か月未満の労働者も助成対象
 - ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
 - ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に
- ○受給要件の更なる緩和
 - ※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用
 - ⑦ **生産指標の要件を緩和**(対象期間の初日が令和2年4月1日から 令和2年6月30日までの間は、5%減少)
 - ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
 - ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃
 - ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
 - ① 休業規模の要件を緩和
- ○活用しやすさ
 - ※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用
 - ② 事後提出を可能とし提出期間を令和2年6月30日まで延長
 - ③ 短時間一斉休業の要件を緩和
 - (4) 残業相殺制度を当面停止
 - ⑤ 申請書類の大幅な簡素化

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 0120-60-3999 (受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む))

厚生労働省HP 雇調金ページ



中

小

企

業

小

規

模

事

業

経

営相

談

(2)

資

金

繰

ŋ

欠損金の繰戻し還付

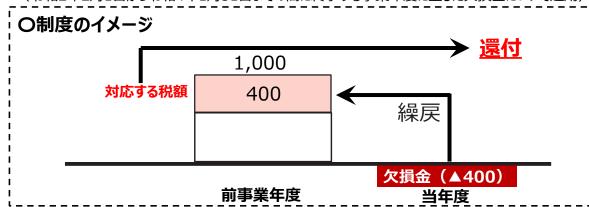
資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。



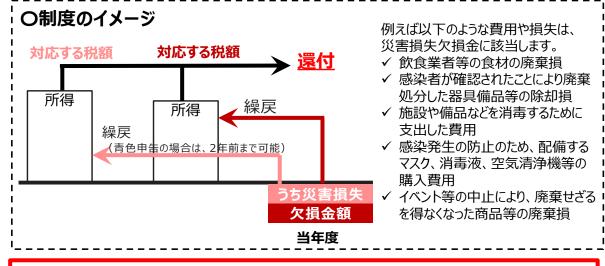
※特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提

(令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用)



また、新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年(青色申告書を提出する法人である場合には、前2年)以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

